

# 組織の目標設定シート(行政経営Aシート)

組織	健康推進課
職	課長
氏名	相川 広一

組織の使命・役割	何のために我が組織が存在するのか、我が組織が果たすべき使命・役割は何か
<p>みんなで支える安らぎのある社会づくりを目指し、総合的な健康づくりの実践により、県民が生涯にわたり健康でいきいきと自立した生活を送ることができる環境づくりを進める。</p>	



組織の目標 (定性的目標)	使命・役割を果たす上で、我が組織が目指すゴール(成果)は何か、その目標値はどのような水準か 何をどのような状態にしたいか
------------------	---

- ① 生涯にわたり、健康増進対策、生活習慣病予防対策、介護予防対策を切れ目なく一体的に推進するとともに、保健・医療サービスと介護予防サービスの連携を強化し、健康寿命の延伸および生活の質の向上を図る。
- ② がん、肝炎、難病等の疾病について、県民が安心して適切な医療を受け、質の高い療養生活を過ごせるよう、正しい知識の普及、医療連携の構築、相談支援の充実、療養環境の整備等を図る。
- ③ 感染症に係る正しい知識の普及を推進するとともに、医療・検査体制等の更なる整備を図り、感染症の発生予防、まん延防止を図る。

(定量的目標)	具体的な指標、目標値を設定する
---------	-----------------

目標とする成果指標	現行値	年(度)	目標値	年(度)	目標値の設定根拠(他県との比較など)
①健康寿命(※1)の延伸	男性:72.67年 女性:75.18年	H28	平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加	R5	健康増進法、健康日本21(第2次)、いしかわ健康フロンティア戦略2018
②がんの年齢調整死亡率(75歳未満)(※2)の減少	68.6 (人口10万人対)	H30	減少※	R5	がん対策基本法、第3次石川県がん対策推進計画 ※H28年度値(76.3)比
③結核罹患率(※3)の低下	9.6 (人口10万人対)	H30	7.0以下	R7	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(「感染症法」)、結核に関する特定感染症予防指針(国)、石川県感染症予防計画(H30.8改定)

(※1) 健康寿命:単なる長寿(寿命の延伸)ではなく、健康で自立して生活を営むことのできる年数(期間)  
 (※2) がんの年齢調整死亡率(75歳未満):がん死亡率について、高齢化等の年齢の影響を除いて比較するために年齢構成を補正した死亡率  
 (※3)結核罹患率:1年間に新たに結核として届出された人の人口10万人に対する割合(新結核届出人数÷人口×10万人)



令和2年度に重点的に取り組むべき課題	左記の具体的な内容を記載する
①いしかわ健康フロンティア戦略2018の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりの専門家や医師会等関係団体の代表等からなる「いしかわ健康フロンティア戦略推進会議」のもと、健康づくり、生活習慣病の予防・早期発見等に係る各種施策・事業の着実な推進を図る。</li> <li>①健康経営セミナーの開催、いしかわ健康経営宣言企業の認定、事業所対抗健康イベントの開催、健康経営実践ゼミの実施</li> <li>②社員食堂等へのヘルシー&amp;デリシャスメニューの普及、ヘルシー&amp;デリシャスメニュー総菜の通年販売、若者世代向けチラシの配布</li> <li>③歯周病予防セミナー・出前講座の開催、歯と口腔の健康づくりの重要性を普及啓発、市町担当者への研修会を開催</li> <li>④がん医療従事者研修の実施、がん診療連携拠点病院のネットワーク化、がん相談支援事業の実施、がん患者の就労に関する相談・情報提供</li> <li>⑤がん検診受診率向上のための市町の取組の検討会の開催、かかりつけ医等を通じた受診啓発の促進、がん患者の就労支援</li> <li>⑥「がん安心生活サポートハウス」を開設し、がん患者や経験者が、悩みや生活の工夫、医療情報等を共有し、交換する場を提供 等</li> </ul>
②がん、ウイルス性肝炎、難病等疾病対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「がん対策推進計画」に基づき、予防啓発の推進、がん検診受診率の向上、がん医療の充実、療養環境の整備等を図る。</li> <li>・肝炎対策協議会のもと、肝炎ウイルス検査の充実、医療体制の構築、相談支援体制の充実、肝炎治療費助成の円滑な運用等を図る。</li> </ul>
③感染症対応体制の整備・充実、普及啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、検査体制や医療提供体制の更なる充実・強化等を図る。</li> <li>・新型インフルエンザ等対策特別措置法や国の動向を踏まえ、体制の整備、充実を図るとともに、感染予防等について一層の普及を図る。</li> <li>・エイズ迅速検査の普及・活用等により、エイズ相談・検査の利便性向上等を図るとともに、エイズ治療中核拠点病院を中心とした総合的な医療体制の充実、強化、患者・感染者への支援の充実を図る。</li> </ul>